

## 富士吉田市農業委員会 令和8年1月定例総会議事録

1 招集期日 令和8年1月28日(水)

2 招集場所 東別館 大会議室

3 出席委員 (13名)

会長 佐藤 万吉 (第3番)

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第5番	小野 利壹
第6番	渡邊 和英	第7番	遠山 まさの	第8番	渡邊 孝治
第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫	第11番	羽田 善行
第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三	第14番	滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。  
遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

第4番 小俣 俊子

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

第七 議案第5号 非農地通知交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 加賀美優

事務局次長 井出奈津子

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。

ただいまから、富士吉田市農業委員会1月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員14名の内、出席委員は13名であり、小俣俊子委員より欠席の連絡を受けております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題いたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第11番 羽田 善行委員、第12番 勝俣 道明委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題いたします。会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後2時01分休憩）

（午後2時02分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。第4委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第4委員会の2件の朗読後】

第4委員会の受理番号3の26号につきましては、譲受人が営農を拡大するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。

受理番号3の27号につきましては、譲受人が営農を拡大するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。1月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の26号の申請地は元第二保育園の東約370mに位置しております。申請地では、水稻及びマコモダケを作付するそうです。

受理番号3の27号の申請地は鉾泉閣の北西約560mに位置しております。申請地では、季節の野菜を栽培するそうです。

以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の2件について採決いたします。第4委員会の2件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第1号 第5委員会の2件の朗読後】

第5委員会の受理番号3の28号につきましては、借受人が営農を継続するための権

利移動の申請であります。

借受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

(調査表に基づき、内容の説明をした。)

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。

受理番号3の29号につきましては、借受人が営農を継続するための権利移動の申請であります。

借受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

(調査表に基づき、内容の説明をした。)

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。

ご審議をお願いいたします。

### ○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

### ○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。1月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の28号及び29号の申請地は市立第七保育園の南約200mに位置しております。申請地ではトマトを栽培するそうです。

以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

### ○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

### ○ 委員

農地の使用貸借、賃貸借には中間管理機構を通すのではないか。

### ○ 事務局

中間管理機構を使うことも可能です。これまでは利用権を使っておりました。補助金等を活用するには3条で締結をしていることが求められているため、こちらの選択となりました。

### ○ 委員

ここは前回、中間管理機構を使うという話ではなかったか。

### ○ 事務局

令和7年4月を契機に、利用権制度が廃止されました。その後中間管理機構を使うようになっておりますが、こちらについても継続利用ができますし、3条を用いても農地の借用ができます。

○ 委員

その場合、毎年、報告書を提出することになるのでは。

○ 事務局

3条を使って適格法人でない限りは決算報告をする必要はありませんが、進捗できているのか把握したいので、協力してくれるという返事をいただいております。事業年度が終わったところで、事務局から提出を求めて参ります。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の2件について採決いたします。第5委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の4件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第四、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長(加賀美 優 君)

【議案第2号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号4の27号につきましては、申請人が住宅敷地として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長(勝俣 道明 君)

第5委員会から報告いたします。1月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の27号の申請地は、学校給食センターの南約70mに位置しております。始末書によりますと、平成元年から住宅敷地として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の87号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、福祉施設建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が3,639㎡ありますので、県の諮問案件となります。受理番号5の88号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、店舗建築用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ですが、住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。1月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の87号の申請地は、カインズホーム富士吉田店の南約200mに位置しており、福祉施設建築用地とするそうです。

必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の88号の申請地は、ふじさんミュージアムの北東約160mに位置しており、店舗建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に第2委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第2委員会の2件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の84号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、コインランドリー建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の85号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。1月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の84号の申請地は、セブンイレブン富士吉田愛染通り店の西約50mに位置しており、コインランドリー建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます

受理番号5の85号の申請地は、聖徳幼稚園の北東約90mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の2件について採決いたします。第2委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号5の83号につきましては、申請人が住宅敷地の一部として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地であり、違法状態を解消するもの

であることから、許可相当と考えます。  
ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。1月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の83号の申請地は、元パチンコラッキーの北西約280mに位置しております。始末書によりますと、申請地は、昭和48年から住宅敷地の一部として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第3号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の86号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。1月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の86号の申請地は、学校給食センターの南東約250mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の6件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請できることとなっております。

今回の案件は、1件です。筆数累計は1筆、面積は918㎡です。農用地の利用を継続する案件となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと存じます。

本件は、借受人は「全部効率利用要件、並びに農業関係法令の遵守状況」を満たしており、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号、「非農地通知交付申請について」を議題といたします。

それでは、第3委員会の1件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第5号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号21の12号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。1月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号21の12号の申請地は、綿半富士河口湖店の西約310mに位置しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第5号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号21の13号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。1月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号21の13号の申請地は、株式会社光陽精密の南側に隣接しております。現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知

すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号の非農地通知交付申請の2件は原案のとおり通知することに決定いたしました。

以上で、令和8年1月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会1月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後3時20分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和8年1月28日

富士吉田市農業委員会

会長（議長）

佐藤 万吉

委 員

羽田 善行

委 員

勝俣 道明